

県立社会福祉施設のあり方について

(意見具申)

令和6年12月3日

福島県社会福祉審議会

目 次

○ はじめに	1
1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性	2
(1) 社会情勢の変化による新たな課題等	
(2) 見直しの必要性	
2 県立社会福祉施設の役割	5
(1) 県が果たすべき役割	
(2) 民間に期待される役割	
(3) 今後、県に求められる役割	
3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性	7
4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性	8
○ むすびに	22
【参考資料】	
(1) 県立社会福祉施設（入所）一覧	23
(2) 福島県社会福祉審議会委員名簿	24
(3) 県立社会福祉施設のあり方専門分科会委員名簿	25
(4) 審議経過	25

はじめに

福島県社会福祉審議会では、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢の変化や利用者のニーズを踏まえ、施設の役割や今後の方向性について調査審議し、県立社会福祉施設のあり方について、県に対して平成28年10月に意見具申を行った。これを踏まえ、県では郡山光風学園の廃止や若松乳児院における指定管理者制度の導入等に取り組んできたところであり、施設の計画的な見直しを通じて、行政サービスの維持・向上に努めてきた。

この間、当審議会では本県の保健医療福祉行政の指針を示す各種計画の改定に携わり、「全ての県民が心身ともに健康で、幸福を実感できる県づくり」（令和4年3月改定「福島県保健医療福祉復興ビジョン」より）、「県民一人一人がともにつながり支え合って、いきいき暮らせる地域共生社会の実現」（令和3年3月改定「福島県地域福祉支援計画」）等の理念を掲げてきた。

県立社会福祉施設においても、利用者一人一人のニーズに対応した適切なサービスの提供を通じ、個人の尊重を大前提として権利擁護の取組をより一層推進していく必要がある。

このため、当審議会では、令和6年6月に「県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を設置し、県立社会福祉施設のあり方について調査審議してきたが、このほど、県立社会福祉施設の担うべき役割やこれからの方向性などを本書のとおり取りまとめ、県に意見具申することとした。

1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と見直しの必要性

(1) 社会情勢の変化による新たな課題等

① 法制度の改正等

前回の見直し以降、県立社会福祉施設関係の法令の改正等については、令和6年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行や、児童福祉法の改正などが挙げられる。各施設への主な影響は以下のとおり。

(女性自立支援施設)

旧売春防止法により「保護更生」を目的としていた婦人保護事業は、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的とした女性支援事業として行われることとなった。

(乳児院)

平成28年施行の改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であるとの理念のもと、子どもの家庭養育優先原則が明記された。

この改正児童福祉法に基づき平成29年に取りまとめられた国の「新しい社会的養育ビジョン」では、乳児院等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換などについて示された。

(障害児入所施設)

平成24年施行の改正児童福祉法において、18歳以上の入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から障がい者施策（障害者総合支援法）で対応することとされ、障がい者支援施設や地域生活等への移行が進められた。

また、令和6年施行の改正児童福祉法においては、一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮するため、22歳満了時までの入所継続が可能となった。さらに、障害児通所支援について、障害種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）が一元化された。

② 施設利用者の状況の変化

県立社会福祉施設の利用者についても、各施設とも内容は異なるものの、それぞれ利用者の状況が変化しており、これに伴い新たな課題が生じている。

(女性自立支援施設)

女性自立支援施設では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性が、若年女性も含めて広く支援対象となった。

(児童自立支援施設)

児童自立支援施設の入所児童については、非行行為は減少しているものの、虐待や発達障がい起因する問題行動を抱える児童が増加しており、児童相談所や医療機関と連携しながら、児童の状況に応じた支援を行うことが求められている。

(乳児院)

乳児院では、里親のもとでは養育が困難な、疾患や障がいのある乳幼児の受入れが期待され、医療機関との連携が求められている。

また、乳児院においても家庭的環境での養育が必要とされており、加えて、専門性をいかした高機能・多機能化を図ることが求められている。

(障害児入所施設)

医療型障害児入所施設では、小児科、精神科、発達障がい者支援センター等の診療・支援体制が整備されているが、県内全域からの受診・相談希望が増加しており、初診までの待機期間が長期化している。また、医療的ケア児の認知の高まり等により、県内全域からの相談が増加している。

福祉型障害児入所施設では、在宅ニーズの高まりから地域事業所等での受入れが進んできたことや、少子化に伴う児童数の減少などにより、県内障害児入所施設の入所率が低下している。また、入所児童の3～4割が重度又は最重度の知的障がいを有するほか、自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要とする児童が多い傾向にある。

(障害者支援施設)

障害者支援施設では、入所者の高齢化や障がいの重度化、重複化により、医療的なケアが求められているほか、重度障がい者の地域生活での移行先がないことから、入所期間が長期化する傾向にある。

(太陽の国関連施設)

太陽の国クリニックでは、利用者の大半を占める太陽の国施設入所者の高齢化や障がいの重度化が進んでいる。

交流センターや勤労身体障がい者体育館では、利用者のニーズの変化や近隣地域における施設整備及び太陽の国の入所施設を建て替えた際に家族室が整備されたこと等により、利用者が減少している。

(2) 見直しの必要性

県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成28年10月の当審議会の意見具申を踏まえ、県では同年12月に「県立社会福祉施設（入所）のあり方見直しについて」の対応方針を公表し、翌年に工程表を策定した。以降、工程表により進捗管理をしながら指定管理の導入や施設の計画的な廃止等の見直しに取り組んできたところであるが、期間が令和7年度までとなっていることから、新たな工程表を策定する必要がある。

あわせて、前回の意見具申から8年余が経過し、前述のような法制度改正や施設利用者のニーズの変化など、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢も変化し、新たな課題等も生じていることから、県が果たすべき役割を改めて見直す時期に来ている。

また、太陽の国については、平成18年度から指定管理者制度を導入して以来、利用者本位のサービス提供に努めている。しかし、障害者支援施設（ひばり寮・けやき荘・かしわ荘・かえで荘）における入所者のさらなる高齢化、障がいの重度化に伴う課題だけではなく、関連施設においても利用者の減少等、各施設それぞれに課題を抱えていることから、全体的な見直しを行う必要がある。

2 県立社会福祉施設の役割

県立社会福祉施設の役割を検討するにあたって、前回の意見具申でも触れた行政と民間との役割分担について、前回は踏襲しつつ、人口減少により福祉事業の経営が厳しくなっている状況や、福祉サービスの内容や経営主体が多様化している状況を踏まえ、今回は次のとおり整理する。

(1) 県が果たすべき役割

- ① 市町村や関係機関と連携しながら、地域の特性をいかしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進すること。ひいては、厳しい人口減少の局面にあっても、地域福祉の最後の砦として、市町村や民間では採算上経営が困難なサービスを提供していくこと。
- ② 民間福祉団体等の活動や地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村や民間企業と連携・協働し、地域共生社会の実現に向けて活動しやすい環境づくりを行うこと。
- ③ 先進的なサービスや考え方を施設運営に取り入れるとともに、県立施設の職員の資質や技術の向上に努めつつ、事業者への適切な指導監査や研修事業の実施などにより、ソフト面においても地域福祉を牽引していくこと。

(2) 民間に期待される役割

- ① 施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与すること。
- ② 地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携を進めつつ、新たなニーズやビジネスチャンスを開拓するなど、多様で質の高いサービスを提供していくこと。
- ③ 健全な事業活動により適正に収益を上げ、社会的責任を果たすことで、福祉が必要な人々を社会全体で支えていく姿勢を示すこと。

(3) 今後、県に求められる役割

これまでの整理に加え、冒頭に掲げた「個人の尊重」及び「権利擁護の推進」の観点から、入所者が抱える個々の課題への対応についても言及する。

(今後も県が運営する必要がある施設の考え方)

- ① 法令上、県が設置する必要がある施設
- ② 県内全域を対象とした性格を有するなど、広域的な役割を担い、かつノウハウや人材確保の面から民間で経営していくことが困難な施設
- ③ 入所者が抱える個々の課題にきめ細かに対応するため、高度、専門的、技術的なサービスを必要とする一方で、市場ニーズが小さく採算がとれないなど、ノウハウや人材確保の面から、民間で経営していくことが困難な施設
- ④ 県が設置している施設以外に代替が困難であり、かつ、採算上の問題で民間の参入が見込めない施設

これらについても、今回のあり方検討において、「今後も県が運営する必要がある施設の考え方」として継承すべきと考える。

一方で、冒頭でも整理したように、法制度の改正や施設利用者の状況の変化等への対応も必要である。

すなわち、県は従来からの役割を適切に果たしつつ、法改正や利用者の状況の変化等に伴う課題に対応していくことが求められている。

そのためには、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」を明確にしたうえで、その方向性に沿って人的・財政的な資源を課題への対応に振り向けていく必要がある。

なお、これまで民間に任せられる施設を民間へ移譲してきた経緯と実績を考慮し、現存する各施設の移譲の可能性については、引き続き慎重に検討していくべきである。

3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性

前述の法制度の改正や利用者の状況の変化及び県立社会福祉施設の役割を踏まえ、今後、新たな課題への対応として、どのようなところに力を入れていくべきかといった基本的な方向性について、次のとおり整理した。

- ① 障がいがある方も地域で共に暮らせる形が理想であり、障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、県は障がい児及び障がい者が地域と交流できる機会の創出や機運の醸成に努めるとともに、グループホーム等の地域生活移行の受皿の整備を促進するなど、障がい者及びその家族にとっての選択肢を充実させる必要がある。
- ② 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るために福祉と医療・教育との連携を強化する必要がある。特に、重度障がい者等には、迅速に医療的ケアを提供できる体制を引き続き確保する。
- ③ 入所者が生き生きとした表情で健やかに過ごせるよう、居住環境や施設の仕様の検討、規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、医療を始めとする専門的なケアを充実していく必要がある。
- ④ 子どもや困難な問題を抱える女性への支援については、権利擁護の観点から、当事者の最善の利益を念頭に、個別の状況に応じた支援ができるよう、柔軟な支援体制や施設環境の整備を行う必要がある。
- ⑤ 慎重に検討した上で役割を終えたと判断できる施設は、計画的に廃止していくことで、必要な施設に行政のリソースを集約して、より時代に合ったハード整備や質の高いサービス提供につなげていく必要がある。

これらの基本的な方向性を踏まえ、「県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」について整理する。

4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性

(1) 女性自立支援施設

①女性のための相談支援センター

(施設の果たしてきた役割)

女性のための相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援センター及び一時保護所と、女性自立支援施設が一体的に運営され、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を併せ持つ施設であり、困難な問題を抱える女性を保護し、心身の健康の回復や自立支援、同伴児童の学習支援・心のケア等のほか、退所後のアフターケアを行っている。

(これまでの見直し状況等)

前回のあり方検討において示された「法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。」という方向性を踏まえ、貧困や心身の疾患等の問題や、外国人である場合の通訳の活用等、個別のケースに応じて、関係機関との連携を図りながら支援を行うとともに、利用者に安全で快適な生活を提供するため、防犯システムの更新等の必要な修繕を行ってきた。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援対象とすることが法律に明記され、貧困や心身の疾患、障がい等、多様化・複雑化した課題に対応する支援スキルが求められている。

(課題を踏まえた今後の方向性)

本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により支援対象が定義されたことを踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、多様化・複雑化した課題に対応できるよう、一層の支援スキル向上を図る必要がある。

(2) 児童自立支援施設

①福島学園

(施設の果たしてきた役割)

福島学園は、児童福祉法に基づき、不良行為を行った児童やそのおそれのある児童、家庭環境等の理由で生活指導等が必要な児童を入所させて指導を行い、自立を支援するとともに、退所後もアフターケアにより相談その他の援助を行っている。

(これまでの見直し状況等)

前回のあり方検討において示された「法定必置機関であることから、今後も県が運営する必要がある。」という方向性を踏まえ、県直営を継続するとともに、平成16年度から福島学園自立支援検討会を開催し、福島学園と児童相談所の間で協議の上、入所児童への自立支援計画を策定し、入所児童の社会的自立を目指した支援に取り組んできた。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

非行行為よりも虐待や発達障がい起因する問題行動を抱える児童の入所が増えてきており、児童相談所や医療機関と連携しながら、児童の状況に応じた支援を行う必要がある。

また、寮舎が現代の生活スタイルや入所児童の特徴に合わなくなってきたことや、経年劣化に伴う施設や設備の老朽化が課題として挙げられる。

(課題を踏まえた今後の方向性)

本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。

また、虐待や発達障がい起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所や医療機関と連携しながら、支援体制を整える必要がある。

あわせて、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、生活環境の改善を進めていく必要がある。

(3) 乳児院

①若松乳児院

(施設の果たしてきた役割)

若松乳児院は、本県唯一の乳児院として、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む）を入院させて養育し、退院後もアフターケアにより相談その他の援助を行ってきた。

(これまでの見直し状況等)

前回のあり方検討において「医療機関との連携」と「一貫した養育環境の確保」という2つの方向性が示され、里親では養育が困難な疾患や障がいのある乳幼児を養育することが期待されることから、「医療機関との連携」を優先して新たな乳児院のあり方を議論し、指定管理者制度を導入するとともに、公募により、医療機関からの乳児院の運営に関する事業提案を受けて指定管理候補者を選定し、新たな乳児院の整備を進めてきた。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

指定管理候補者が県と協力して事業を展開することとなり、県が求める乳児院の機能が適切に整備されるよう進行管理を行い、指定管理者制度への円滑な移行を目指している。

(課題を踏まえた今後の方向性)

指定管理者制度による運営に向けた手続を引き続き適切に行っていく必要がある。

なお、令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」を踏まえ、指定管理者制度移行から10年後を目途に民間移譲に向けた検討を進めていく必要がある。

(4) 医療型障害児入所施設

①総合療育センター

(施設の果たしてきた役割)

総合療育センターは、主に肢体不自由児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療による支援を行うとともに、児童発達支援センターを設置して地域の障がい児を支援してきた。

また、平成18年10月に設置した発達障がい者支援センターの運営に加え、令和4年6月には医療的ケア児支援センターを開設し、発達障がいや医療的なケアが必要な児童など、新たな支援を要する児童に対して支援を行ってきた。

(これまでの見直し状況等)

前回のあり方検討において示された「療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化する」という方向性を踏まえ、計画的に施設の修繕や設備の更新を行ってきた。

また、令和4年6月に医療的ケア児支援センターを開設し、医療的ケア児の相談支援に取り組んできた。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

小児科、精神科、発達障がい者支援センター等の診療・支援体制が整備されているが、県内全域からの受診・相談希望が増加しており、初診までの待機期間が長期化している。

また、医療的ケア児支援センターについて、医療的ケア児の認知の高まり等により、県内全域からの相談が増加しており、地域における支援体制の整備が必要になっている。

さらに、施設や医療機器・設備が老朽化しており、計画的な修繕や更新が必要になっている。

(課題を踏まえた今後の方向性)

本県の療育体制の中核機関としての機能を強化しながら、引き続き、県立施設として運営していく必要がある。

また、地域療育体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等により、地域での支援体制の充実に取り組む必要がある。

あわせて、施設や医療機器・設備の老朽化への対応として、計画的な施設の修繕や設備等の更新を進める必要がある。

(5) 福祉型障害児入所施設

①大笹生学園

(施設の果たしてきた役割)

大笹生学園は、主に知的障がい児の保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の付与による支援を行うとともに、「短期入所事業」、「日中一時支援事業」を行い、地域の障がい児を支援してきた。

(これまでの見直し状況等)

運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを勘案し、指定管理者制度を導入する方針を決定したが、公募の結果、応募がなかったことから、県内の社会福祉法人に課題等について聞き取り調査を実施している。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

在宅ニーズの高まりから地域事業所等での受入れが進んできたことや、少子化に伴う児童数の減少などにより、県内障害児入所施設の入所率が低下している。

また、入所児童の3～4割が重度又は最重度の知的障がいを有するほか、自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要とする児童が多い傾向にある。

(課題を踏まえた今後の方向性)

県内の障害児入所施設の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していく必要がある。

また、専門性の高い処遇を必要とする児童への対応については、児童相談所や医療機関等と連携しながら、支援体制を整える必要がある。

②ばんだい荘わかば

(施設の果たしてきた役割)

ばんだい荘わかばは、主に知的障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の付与の支援を行う役割を果たしてきた。

(これまでの見直し状況等)

これまでのあり方検討において示された「地域移行を着実に進めるとともに、引き続き県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきか検討する。」という方向性を踏まえ、合築施設であるあおば・わかばを、平成18年度から一体的に公募し、指定管理者を選定・委託している。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

年齢が高くなり家庭での養育が困難になったケースや行動障害や発達障害、さらに重介護状態にある入所者が多くなっている。

なお、在宅ニーズの高まりによる障害児通所支援事業所等の受入体制整備が進んだことや、少子化に伴う児童数の減少等により入所児童数の減少が見込まれている。

また、精神障がいを併せ持つ知的障がい児やてんかん等の医療的ケア等を必要とする入所児童が増えている。

(課題を踏まえた今後の方向性)

入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について検討を進める必要がある。

また、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。

さらに、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく必要がある。

(6) 障害者支援施設

①太陽の国ひばり寮

(施設の果たしてきた役割)

太陽の国ひばり寮は、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う役割を果たしてきた。また、平成25年9月27日から福祉避難所として、西郷村の指定を受けている。

(これまでの見直し状況等)

前回のあり方検討において示された「障害福祉サービス事業所との連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきか検討する。」との方向性を踏まえ、定員を80名に削減した。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加するとともに、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者が増加している。また、重介護状態にある入所者が多くなり、要望する地域生活の移行先では、十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。

なお、ひばり寮は平成18年の障害者自立支援法の施行前の設備基準を経過措置により準用していること等により、居室、廊下、トイレ等が狭く、十分なスペースが確保されていない。

(課題を踏まえた今後の方向性)

引き続き身体障がい者の県立施設（指定管理施設）として運営し、居室等のスペースが十分に確保されていない建物については、入所生活における個人の尊重を図るため、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した施設の大規模改修等を進める必要がある。

また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。

②太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘

(施設の果たしてきた役割)

太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘は、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う役割を果たしてきた。

(これまでの見直し状況等)

前回のあり方検討において示された「障害福祉サービス事業所との連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきか検討する。」との方向性を踏まえ、定員を80名に削減した。

また、けやき荘及びかしわ荘については新築移転工事を実施した。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加している。また、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者や精神障がい(精神疾患)を併せ持つ知的障がい者が増加している。

この他、重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等では十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。

また、かえで荘は平成18年の障害者自立支援法の施行前の設備基準を経過措置により準用していること等により、居室、廊下、トイレ等が狭く、十分なスペースが確保されていない。

(課題を踏まえた今後の方向性)

引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設(指定管理施設)として位置付け、入所者の人格・人権等の尊重を第一として運営するとともに、高齢化・重度化に対応したケアを提供していく必要がある。

また、かえで荘については、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した建替等を進めていく必要がある。

③ばんだい荘あおば

(施設の果たしてきた役割)

ばんだい荘あおばは、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」を行う役割を果たしてきた。

(これまでの見直し状況等)

これまでのあり方検討において示された「地域移行を着実に進めるとともに、引き続き県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきか検討する。」という方向性を踏まえ、合築施設であるあおば・わかばを、平成18年度から一体的に公募し、指定管理者を選定・委託している。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

行動障がいや発達障がい、さらには重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化している。

また、自閉症を併せ持つ重度行動障がい者の入所希望が多くなるとともに、精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい者やてんかん等の医療的ケア等を要する入所者が増えている。

なお、児童福祉施設のわかばから引き続きあおばへ入所するケースもあることから、一貫したケアのニーズがある。

(課題を踏まえた今後の方向性)

専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。

また、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく必要がある。

(7) 太陽の国関連施設

①太陽の国クリニック

(施設の果たしてきた役割)

太陽の国クリニックは、太陽の国各施設の入所者に対する医療とリハビリテーションによる心身の機能回復や公的福祉医療機関として地域住民の医療に寄与してきた。

(これまでの見直し状況等)

前回のあり方検討において示された「患者・家族の意思を尊重した看取りの推進等による入院稼働の減少のため、診療体制について検討する必要がある。」との方向性を踏まえ、令和3年4月から病床10床の有床診療所に移行し、太陽の国クリニックと名称を変更した。

引き続き、医師の確保に向けた協議や診療体制の見直しにかかる調整に取り組んでいるところ。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

医療従事者（医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師等）の確保が困難な状況にあることに加え、医師の働き方改革等の社会情勢も考慮した医療人材の確保が必要である。

また、重度の障がいを抱える太陽の国施設入所者が高齢化している実態及び県南地域の医療提供体制を踏まえた上で、機能や規模の見直しを継続する必要がある。

あわせて、施設が老朽化していることに加え、診察室やトイレが現在の利用実態に適合しておらず、改修を要する箇所が存在する。

(課題を踏まえた今後の方向性)

太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要である。引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続する必要がある。

また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等を進める必要がある。

②太陽の国交流センター

(施設の果たしてきた役割)

太陽の国交流センターは、太陽の国各施設の入所者やその家族、事業団職員等の福利厚生施設並びに研修施設として、施設入所者とその家族の面会交流や宿泊、職員や学生等の施設実習、研修の際の会場等に使用してきた。

(これまでの見直し状況等)

前回のあり方検討において示された「地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していく必要がある」との方向性を踏まえ、施設の名称を厚生センターから交流センターに改称し、認知症カフェ等の西郷村と連携した地域住民との交流イベントを行うなど、利活用推進を図ってきた。

また、施設の利用状況や近隣の宿泊施設の整備状況等を踏まえ、宿泊機能を廃止した。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

コロナ禍以降、研修や会議のオンライン化が進んでおり、会議室の活用ニーズが減少している上、新たに建て替えた入所施設には家族室や交流スペース等が整備されている。

また、西郷村と連携した利活用も模索してきたが、村中心部から離れた立地もあって定着が難しい。

なお、令和5年4月の宿泊機能廃止以降、食堂利用も1日当たり10人程度に減少したため、令和5年10月より事前予約制に変更した。その後も更に利用者が減少している。

(課題を踏まえた今後の方向性)

宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割について、他施設での代替可能性を含めて検討していく必要がある。

検討結果を踏まえ、施設機能が他の施設で代替可能な場合は、計画的に施設を廃止していく必要がある。

③勤労身体障がい者体育館

(施設の果たしてきた役割)

太陽の国勤労身体障がい者体育館は、勤労身体障がい者のスポーツ振興及び福祉の増進を図り、もって心身の健全な発達と勤労意欲の高揚に寄与することを目的に設置され、入所者や地域の方々に利用されてきた。

また、地域の一般住民の避難所として開放している。

(これまでの見直し状況等)

「障害者支援施設」における指定管理者制度の導入の動きに合わせて、平成19年度から太陽の国クリニックのほか、「障害者支援施設」、交流センター、勤労身体障がい者体育館を一括して公募し、指定管理者を選定・委託している。

また、施設の経年劣化に対応するため、計画的に修繕を実施している。

(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等)

利用者が固定化され新規利用は伸び悩んでいるものの、地域の障がい者スポーツ団体や一般団体の活動の場として定期的に利用されていることから、利用者の安全性の確保のため、施設機能の維持に最低限必要な修繕工事を実施している。

また、上記のとおり、地域の障がい児者、地域スポーツ団体等との交流という役割を引き続き担っている。

(課題を踏まえた今後の方向性)

将来的に大規模修繕や建替が必要になるまでは、障がい児者や関係者が利用しやすい施設として、安全性を確保しながら、引き続きその役割を果たす必要がある。

また、新規利用者の獲得のため、地域への効果的な周知広報を検討していく必要がある。

④太陽の国管理センター

(施設の果たしてきた役割・課題等)

太陽の国管理センターは、太陽の国の各施設間の連絡調整、敷地管理、各種研修受入れ、各共通施設の管理・運営などの業務を行ってきたが、近年は施設が老朽化している。

(課題を踏まえた今後の方向性)

管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しや建替状況を踏まえて、必要な機能を検討し、計画的に修繕していく必要がある。

⑤給食センター・洗濯センター

(施設の果たしてきた役割・課題等)

太陽の国給食センターは、太陽の国各施設及び西郷支援学校の給食の調理・配送を、洗濯センターは、入所者の衣類等の洗濯・乾燥・集配送を行ってきた。いずれも計画的に修繕を実施しながら活用しており、洗濯センターは施設入所者の日中活動の場にもなっている。

(課題を踏まえた今後の方向性)

現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど運営の効率性を検証しつつ、入所者の生活の質に直結するサービスであることを考慮した上で、今後の方向性を検討する必要がある。

⑥終末処理場

(施設の果たしてきた役割・課題等)

太陽の国終末処理場は、太陽の国各施設からの下水の集中処理を行ってきた。

老朽化している終末処理場の廃止に向け、県立施設については、合併浄化槽を設置したが、社会福祉事業団に移譲した施設への合併浄化槽設置が終わってない状況にある。

(課題を踏まえた今後の方向性)

社会福祉事業団に移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止する必要がある。

⑦エネルギーセンター

(施設の果たしてきた役割・課題等)

太陽の国エネルギーセンターは、ボイラーによりつくられた高温水を高架上のパイプラインを通じて太陽の国各施設へ供給することにより、一括して熱源を供給してきた。

各施設の独立化のため、各施設に単独ボイラーを設置し、エネルギーセンターを廃止した。

(課題を踏まえた今後の方向性)

地下に残存する重油タンクを計画的に撤去する必要がある。

むすびに

本意見具申は、県立社会福祉施設の設立された経緯・背景のほか、地域においてそれぞれの施設が果たしてきた役割を踏まえた上で、利用者の状況や社会情勢の変化に伴う課題に対応するため、それぞれの施設が今後どうあるべきかといった観点から調査審議し、その基本的な方向性について提言したものである。

県においては、本提言を踏まえ早急に方針を固め、具体的な手順・方策や時期など、きめ細かに検討していく必要がある。

また、その検討にあたっては、利用者やその家族の幸せな生活の実現といった視点を第一にしつつ、計画策定後においても、今後の制度改正等に対応しながら、進行管理をしっかりと行っていく必要がある。

加えて、老朽化している施設については、ただ単に新しく建て替えるのではなく、利用者やその家族が何を求めているのかをしっかりと把握した上で、費用と効果を十分に検証しながら、医療や教育など福祉以外の分野との連携や施設としてあるべき機能や規模なども検討していく必要がある。

なお、民間への移譲・指定管理の導入等を行うに当たっては、施設運営及び利用者サービスの円滑な引継が行われるよう努めるとともに、利用者やその家族に不安を与えることがないように、十分な配慮が必要である。

本意見具申は、県立社会福祉施設のあり方にかかる意見を取りまとめたものであるが、根底には、障がいを持つ人や高齢者などに優しい社会が子育てしやすい社会にもつながっていくとの理想が込められている。

これからの福島県が目指す「全ての県民が心身ともに健康で、幸福を実感できる県づくり」の実現に貢献できれば幸いである。

県立社会福祉施設(入所) 一覧(R6.12.3現在)

施設種別	施設名	所在地	開設年度	定員	運営方法
女性自立支援施設	女性のための相談支援センター	福島市	S33	20	直営
児童自立支援施設	福島学園	須賀川市	S23	50	直営
乳児院	若松乳児院 ※1	会津若松市 ※1	S26	40	直営 ※1
医療型障害児入所施設	総合療育センター	郡山市	S38	80	直営
福祉型障害児入所施設	大笹生学園	福島市	S26	45	直営
	ばんだい荘わかば	猪苗代町	S43	40	指定管理 ※2
障害者支援施設	太陽の国ひばり寮	西郷村	S59	80	指定管理 ※2
	太陽の国けやき荘	西郷村	S49	80	指定管理 ※2
	太陽の国かしわ荘	西郷村	S50	80	指定管理 ※2
	太陽の国かえで荘	西郷村	S55	80	指定管理 ※2
	ばんだい荘あおば	猪苗代町	H11	60	指定管理 ※2

太陽の国関連施設 一覧

太陽の国関連施設	太陽の国クリニック	西郷村	S57	-	指定管理 ※2
	太陽の国交流センター	西郷村	S54	-	指定管理 ※2
	勤労身体障がい者体育館	西郷村	S51	-	指定管理 ※2
	管理センター	西郷村	S50	-	委託管理 ※2
	給食センター	西郷村	S49	-	委託管理 ※2
	洗濯センター	西郷村	S50	-	委託管理 ※2
	終末処理場	西郷村	S54	-	委託管理 ※2
	エネルギーセンター	西郷村	S53	-	委託管理 ※2

※1 公益財団法人星総合病院を指定管理候補者として選定し、郡山市に移転予定

※2 委託先は社会福祉法人福島県社会福祉事業団

福島県社会福祉審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
久 保 克 昌	日本赤十字社福島県支部 事務局長	
関 靖 男	福島県社会福祉協議会 事務局長	副委員長
松 本 喜 一	福島県社会福祉士会 会長	
篠 原 清 美	福島県民生児童委員協議会 会長	
渡 部 孝 二	福島県ボランティア連絡協議会 監事	
星 光 一 郎	福島県社会福祉施設経営者協議会 会長	
村 田 純 子	福島県授産事業振興会 副会長	
森 田 孝 子	福島県手をつなぐ親の会連合会 理事	
吉 原 秀 一	福島県精神保健福祉会連合会つばさ会 副会長	
鈴 木 泰 雄	福島県老人クラブ連合会 会長	
江 川 由 美 子	福島県保育協議会	
吉 川 三 枝 子	福島県婦人保護推進会 会長	
原 寿 夫	福島県医師会 常任理事	
板 垣 俊 太 郎	福島県立医科大学(神経精神医学講座)准教授	
鎌 田 真 理 子	医療創生大学 心理学部 教授	委員長
吉 田 亜 矢	会津大学 短期大学部 講師	
原 野 明 子	福島大学 人間発達文化学類 教授	
倉 持 恵	福島県弁護士会	
三 保 恵 一	福島県市長会(二本松市長)	
高 橋 宣 博	福島県町村会 副会長(桑折町長)	
遠 藤 恵 美 子	福島県婦人団体連合会 副会長	
小 林 し の ぶ	公募委員	

県立社会福祉施設のあり方専門分科会委員名簿

氏 名	所 属	備考
関 靖 男	福島県社会福祉協議会 事務局長	会長
松 本 喜 一	福島県社会福祉士会 会長	
村 田 純 子	福島県授産事業振興会 副会長	
森 田 孝 子	福島県手をつなぐ親の会連合会 理事	
江 川 由 美 子	福島県保育協議会	
原 寿 夫	福島県医師会 常任理事	
吉 田 亜 矢	会津大学短期大学部 講師	副会長
小 林 し の ぶ	公募委員	

審 議 経 過

開催日	会議名等	内容
令和6年6月11日	第1回社会福祉審議会	専門分科会設置
令和6年7月26日	第1回専門分科会	会長、副会長選任 今後の進め方、論点の検討等
令和6年9月 3日	第2回専門分科会	現地視察 第1回の論点整理 意見具申(素案)検討
令和6年10月 9日	第3回専門分科会	第2回の論点整理 意見具申(案)検討
令和6年11月11日	第2回社会福祉審議会	意見具申(案)審議